

## 第5章 総合考察

### 1. 弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室の設置状況について

#### (1) 各都道府県における設置状況と在籍児童生徒数の推移

第2章で述べたように、弱視特別支援学級等の設置校数は年を追うごとに増加してきている。一人一人の障害の状態とニーズに応じた指導の充実という視点に立てば、望ましい傾向と言える。また、今後その設置が望まれている特別支援教室の制度化を考えれば、現状においてその母体となることが想定される特別支援学級の設置校数が少しでも多い方が良いでしょう。なぜならば、全国に330,00校余りある小・中学校において特別支援学級が設置されているのは23,100校余り（平成23年度特別支援教育資料）であり、全体の7割程度に留まっているからである。言い換えれば、残りの3割には特別支援学級における実際の指導や自立活動を含めた教育課程等については十分に周知されていないことが想定されるのである。そういう意味においては、特別支援学級が設置されていることにより通常の学級を担任している教員に特別支援教育の理念やその必要性を認識してもらう良い機会となることの意義は大きい。

弱視特別支援学級を設置していない都道府県の数は9県あり、この数は前回調査と変わっていない。しかし、これらの県においては視覚障害のある児童生徒のために特別に支援員等を配置するなど、独自の方策を講じて個々の児童生徒のニーズに対応している。これらのことから特別支援教育の理念等が徐々に浸透してきていると捉えることができよう。

設置学級数の増加と同様に、第3章で述べたように弱視特別支援学級等で学ぶ児童生徒数についても微増ではあるが年々増加してきている。また、一人学級の割合が、小中学校ともに高くなっている事実は、より一層保護者等の要請に応じている結果と言えるかもしれない。

#### (2) 設置校数の増加と児童生徒が在籍していない状況

弱視特別支援学級等の設置学級数が増えているとは言え、第2章で述べたように一部の県においては弱視児童生徒の在籍実態のない通級指導教室が増加しているのが事実である。このような状況は必ずしも今後の視覚障害教育の充実に結びつくとは考えにくい。それはあたかも看板を掲げた専門店の数をいくら増やしても、専門のスタッフがいないれば顧客のニーズに応えられないという状況と同様だからである。どのような障害にでも対応しようとする設置者側の意図や意欲は高く評価できるが、視覚障害に限らず、実際に個々の児童生徒の障害の状態を適切に把握し、そのニーズに適切に応えていくためには、担当者のしかるべき研修と実践が必要となろう。つまり、全ての障害種別に対応できる特別支援学級等を設置することを標榜するであれば、制度や上物を整えることはもとより、専門性を有するスタッフをどのように配置していくかというマンパワーを担保する方策も併せて講ずる必要があるだろう。

## 2. 担当者の意識改革とセンター的機能を活かした支援の充実について

### (1) 担当者の経験年数の捉え方と担当者の意識の持ち方

第4章で述べたように、特に弱視特別支援学級担当者の視覚障害教育経験年数が浅いという傾向は前回調査と同様である。今回調査では0年から2年の担当者の割合が小学校では約84%、中学校では約80%と集中し、一層その傾向が顕著となっている。

このことは平均すると小学校では3年毎に担当者が変わっており、中学校においても同様である。また、弱視特別支援学級では当該の児童生徒が卒業してしまえば、学級は閉級となり担当者も存在しないことになる。そういう事実を踏まえると、通級指導教室はともかくとして特別支援学級において視覚障害教育の専門性を高め、それを維持していくことは非常に困難であり、むしろ現実的ではないと考えられるかもしれない。

それを前提として考えると、実際の弱視特別支援学級の運営や指導を少しでも適切に行っていくために必要なのは、視覚障害教育の経験年数の多少に関わらず、担当者の意識と言えるかもしれない。担当者の意識とは、端的に言えば弱視特別支援学級等の担当になったことを如何に肯定的に考えられるかということに尽きる。視覚障害のある児童生徒を指導する際には様々な専門的な知識や技能が必要である。これは教職経験の浅い教員が一朝一夕に身に付けられるものではない。では、どのように考えればよいのか。それは、担当者が全てを一人で抱え込まず、盲学校等の専門的な機関からの支援を仰ぐということに他ならない。もちろん、指導や助言を仰ぎながら少しずつ専門的な指導方法を身に付けていくことは必要であるが、何にも増して必要なのは、目の前の子どもに向き合い自らが責任を持って指導に携わろうとする姿勢ではなかろうか。そのような前向きな姿勢が子どもや保護者にも必ずや理解されるものと信じたい。

### (2) 望まれる盲学校側からの積極的な働きかけ

上述したように弱視特別支援学級等担当者が積極的に盲学校等との連携を図ることが望まれるところであるが、この度実施した弱視特別支援学級等の担当者に対するアンケート調査では、第4章で述べたように盲学校からの支援に期待をしていることが明らかになったが、一方でこの項目に対する無回答数が、小学校では215学級中30学級あることが気付きである。

また、平成22年度に実施した専門研究B「小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する研究」において実施した実態調査によると、盲学校が支援している対象がおしなべて弱視特別支援学級よりも通常の学級に在籍している児童生徒の方が高いという結果が出ている。これは、支援する側の盲学校が専任の担当者を置いている弱視特別支援学級よりも、通常の学級に在籍している児童生徒への支援の必要性を意識していることが反映された結果と考えることができる。しかし、先に述べたように実際に支援が必要なのは学級種別にかかわらず県下の全ての視覚に障害のある児童生徒等であると捉えた方が良くだろう。弱視特別支援学級の担当者の全てが必ずしも積極的に指導に携わっているとは限らないと想定すると、支援を行う盲学校側がより積極的に弱視

特別支援学級担当者への働きかけを行って、ニーズを拾い上げる取組を行ってほしいと考える。

### 3. 普通文字教科書の使用状況と今後の拡大教科書の発行について

#### (1) 拡大教科書の製作の充実と弱視特別支援学級等における活用状況

第3章で述べたように、教科書バリアフリー法により拡大教科書の製作と発行が飛躍的に増加したことにより、普通文字教科書の選択肢が増え弱視特別支援学級等においても様々な種類の教科書が使用されていることが明らかになった。

ここで再度、使用されている普通文字教科書について整理しておく。

○小・中学校共に主要教科に比べて芸術・実技教科において検定教科書使用の割合が高い。

○小・中学校共に主要教科においては7、8%の割合で拡大写本が使用されている。

○検定教科書の使用の割合は、中学校よりも小学校の方が高い。

○小学校においては26ポイント版と22ポイント版が約20%の割合でそれぞれ使用されている。

○中学校においては22ポイント版が、特に主要教科で60%程度の割合で使用されている。

○小学校において18ポイント版はあまり使用されてはいないが、中学校の特に主要教科では約14%の割合で使用されている。

今回の調査により、弱視特別支援学級等における拡大教科書等の使用状況を把握することができたことは、今後の拡大教科書発行の充実に資する貴重なデータが得られたと考える。

#### (2) 実際の学習活動に即した拡大教科書の活用と拡大教科書の安定供給に向けて

上述したように、使用することができる教科書の選択肢が増えることは、弱視教育の充実という視点に立てば非常に好ましい状況と言える。しかしながら、各弱視特別支援学級等においてどのような基準で拡大教科書等が選択され、どのような学習場面で活用されているのか、また、教科毎の活用の特徴があるのか、視覚補助具使用との関連等、実際の学習場面における検討は現状ではあまり行われていないのではないかと推察される。

例えば、教科毎の活用の特徴という観点から見ると、上述したように芸術・実技系教科においては検定教科書の割合が相対的に高いのは何故なのか。あるいは、小学校では18ポイント版はほとんど使用されていない現状をどのように考えるかといった課題を検討する必要があるということである。

また、拡大教科書発行に係る経費を考慮した場合、現状の各教科書発行者の供給体制が費用対効果という側面からは、必ずしも効率的に発行されているとは言いがたい状況である。どのようなことかと言えば、経営規模の比較的小さな教科書発行者の場合は実際の需要数に関わらず次期の教科書改訂まで一定数を発行してしまっているのである。つまり、

需要数が少なかった場合は、無駄になる拡大教科書が出てきてしまうのである。このようなことが小規模な教科書発行者の経営を圧迫しかねないのである。

したがって、利用者側の教育関係者はこのことを肝に銘じて実際にどのような拡大教科書が必要なのかを使用実態に基づいて検証していくことが求められよう。

#### 4. 手持ち型視覚補助具及び携帯端末の活用について

##### (1) 手持ち型拡大読書器及び多機能化した拡大読書器の可能性

視覚補助具の使用状況について、今回調査から新たに手持ち型の拡大読書器を「拡大読書器2」として調査項目に加えることとした。弱視児童生徒の文字の読み書きに関しては、従前より拡大読書器と弱視レンズの優劣について議論的になってきていた。この手持ち型の拡大読書器が製造されるようになってからは、手に持って使用でき、高倍率で明るい像が得られることから、特に近用弱視レンズとの機能上の違いがなくなってきたことから、今後の活用の可能性が高まってくるものと考え調査項目に加える事とした。実際に各メーカーから様々な倍率や機能を備えた手持ち型の拡大読書器が発売されている。

今回の調査結果では、第3章で述べたように最も使用の割合が少ないという結果になった。この手持ち型の拡大読書器が現状ではあまり使用されていない原因として考えられるのは、①近用弱視レンズと比べると高価であること、②連続使用時間が比較的短く1日を通して授業等で使用することができないこと、そして、③このような機種が発売になっていることが当事者や関係者に周知されていないこと等が挙げられる。

これらのことについては、例えば電池交換式の機種の発売や、比較的安価な機種が登場することによって解決されるものと考えられる。

拡大読書器に関しては、上述した手持ち型に加えて、スキャナー機能を備えた持ち運びのできる遠近両用の機種の普及が予想されている。

スキャナー機能を備えた拡大読書器とは、カメラに文書の読み取り機能を付加し、読み取った文書をデータ化して、様々な形式に変換できる機能が備わっているものである。変更できるのは、①フォントの種類、②フォントのサイズ、③文字と背景の色、④文章の表示方法（段落単位、文書単位、単語単位、文字単位）などである。また、スキャナーによりデータ化された文章は、音声読み上げや読み上げ部分のハイライト表示などの機能も備わっており、弱視に加えて読字障害など他の障害のある児童生徒にも十分に活用できる機能となっている。そのような意味において、今後は単に文章や画像を大きく映し出して見るという機能だけではなく、上述したような様々な機能が加わることにより、拡大教科書の付加価値が高まり、より多くの利用者が使用するようになるものと考えられる。

##### (2) 望まれる ICT リテラシーの獲得と携帯端末の活用

この度の調査においては iPad に代表される携帯端末の学習場面における活用についても質問している。

結果は第4章で示したように、現状ではそれほど活用されているとは言えない状況であ



る。しかし、回答の中には iPad に「拡大鏡」などの画面表示を拡大するアプリケーションをインストールして、視覚補助具として iPad を活用している事例も見受けられたことから、これらのツールが弱視教育の充実に資することは疑いのないところである。

また、今後の ICT の活用については、総務省によるフューチャースクール推進事業や文部科学省による学びのイノベーション事業が実施されていることから、単に授業でこのようなツールを活用することにとどまらず、デジタル教科書による学習が開始されることも予想される。

このような状況を踏まえると、視覚障害のある児童生徒こそそのような科学技術の恩恵に与ることが相応しく、これらが適切に活用されることにより十分な学習効果がもたらされるものとする。

したがって、現状においても日頃から児童生徒の ICT リテラシーを高めていく取組を行っていかうとする指導者側の意識の高揚を期待したい。

#### <参考文献>

- 千田耕基・田中良広・澤田真弓、全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査(平成 19 年度), 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所成果報告書, 2008.
- 田中良広・澤田真弓・金子 健・大内 進・土井幸輝、小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する研究、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所成果報告書, 2011.
- 文部科学省, 教育の情報化ビジョン～21 世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～, 2011.